

台風等による屋根の破損・飛散などを防ぐため、 瓦の耐風診断、耐風改修をしませんか？

市内にある建築物の瓦屋根の耐風診断または診断の結果、建築基準法の告示基準に適合しない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助します。

耐風診断支援事業

かわらぶき技能士(1級および2級)や瓦屋根工事技士等が建築基準法の告示基準に適合しているかどうかを診断する費用の一部を補助します。
※スレート屋根や金属屋根等は対象外となります。

補助金額 診断費用の3分の2以内
(最大21,000円)

応募要件

市内に存する建築物であって瓦屋根であるもの(スレート屋根や金属屋根等は対象外となります。詳しくは市住宅課に事前にご相談ください。)



耐風改修支援事業

耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に適合しないと診断された建築物の瓦屋根を告示基準に適合させるための改修費用の一部を補助します。

補助金額 補助対象工事費の100分の23以内
(最大552,000円)

応募要件

耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に適合しないと診断された建築物の瓦屋根であり、補助金の交付決定後、令和7年2月末日までに完了実績報告手続き等が行える工事であること。

※過去に耐震改修支援事業等で瓦屋根に係る工事を補助対象経費として補助金を受けていない、もしくは、耐風改修支援事業等の補助金交付を受けていないものに限りです。



申込方法 申請書他申し込みに必要な書類があります。(詳しくは市住宅課までお問い合わせください。)
※応募が予定件数を超える場合は先着順となります。

受付期間 4月8日(月)から11月29日(金) ※土日祝日除く

申込・問 市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800
✉juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp



民間建築物の吹付けアスベスト等の調査費用を助成します！

■補助対象

市内に存在する民間建築物のうち吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるもの、または吹付けアスベスト等(吹付けアスベストまたはアスベスト含有吹付けロックウールに限る。)が施工されているもの

その他「小松島市民間建築物アスベスト調査・除去工事業補助金交付要綱」に定める条件に合致するもの

■受付期間 4月8日(月)から11月29日(金)まで
※土日祝日は除く

■補助金額 補助対象経費の10/10(上限25万円)

■予定件数 1件

■ 市住宅課(市役所2階) ☎34・9114/FAX32・7800
✉juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

■申込方法 (まずはお気軽にお電話などでご相談ください!)

調査対象資材の判断できる建築図面、現況写真および所在地の確認ができる書類(登記簿謄本等)とハンコをご持参のうえ、ご来庁ください。

■応募要件

- 補助金の交付決定後に着手し、令和7年2月28日までに市に完了実績報告書を提出できる調査であること。
- 過去に同様の調査を補助対象経費として補助金を受けていないもの。



▲詳しくはこちら

